

# SUSC 正賛同会員 入会申込書 (法人専用)

年 月 日

SUSC 代表 大下 貴之 殿

貴会の趣旨に賛同し、正賛同会員として入会を申し込みます。  
入会後は、SUSCの会規約及び各規程を遵守いたします。

フリガナ			
会社・団体名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
フリガナ	役職名		
代表者氏名			

フリガナ		所属部署	
ご担当者		役職名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

業種	<input type="checkbox"/> 農林・水産 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設・建築 <input type="checkbox"/> 機械・輸送機器 <input type="checkbox"/> 電力・ガス・エネルギー <input type="checkbox"/> 運輸・通信業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売り業 <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> 電子・電機・精密機器 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 報道・出版 <input type="checkbox"/> 宿泊・飲食業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> IT・ソフトウェア <input type="checkbox"/> 官公庁・公的機関 <input type="checkbox"/> 学校・教育 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他(                                      )
----	---

会費請求書及び資料等送付先:

入会希望日:                                      年                                      月                                      日

(任意記入) 社内に擁するドローン関係者について ドローンパイロット                      名 ドローン運航管理者                      名 ハードウェア・ソフトウェア開発者                      名 その他(                                      )                      名	保有ドローン機種・数量  ドローンを取り扱う目的
---	--------------------------------

- ※ 本申込書に記載いただきました基本情報につきましては、本会議に関する案内・連絡等に使用し、他の目的で使用することはありません。
- ※ ご記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただく場合がございます。
- ※ 本申込書に必要事項をご記入いただきましたら、メール、FAXにて、下記の事務局まで送付ください。

事務局確認欄
--------

申込書送付先 / 東京都国立市東1-13-27 株式会社セキド SUSC運営事務局  
 メール:susc\_info@sekidocorp.com                      FAX:042-505-6588

# SUSC セキド無人航空機安全運用協議会 会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SUSC セキド無人航空機安全運用協議会（英文名：SEKIDO UAV Safety Commission, 略称：SUSC（エス ユー エス シー））と称する。

(事務所)

第2条 本会は、株式会社セキドに属する。

(目的)

第3条 本会は、無人航空機の積極的な運用に関する活動を行い、無人航空機の安全運用に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①需要の増進に関する事業
- ②製品および製品を使用するサービスの品位向上に関する事業
- ③製品を取り扱う者の教育に関する事業
- ④調査研究、および情報の収集ならびに通報
- ⑤その他、本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

## 第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は次の4種類とする。

- 2 賛同会員は、本会の趣旨に賛同し入会した個人または法人とする。
- 3 ビジネス会員は、本会の趣旨に賛同し入会した法人又は団体とする。
- 4 パートナー会員は、本会の趣旨に賛同し入会した法人又は団体とする。
- 5 セキドグループは、本会の趣旨に賛同し入会した法人又は団体とする。

(会員の加入及び退会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、前条の資格を有するものであって、所定の手続きによる申し込みを行い、SUSC 事務局の承認を受けなければならない。

2 本会を退会しようとする者は、その理由を記した退会届けを SUSC 事務局に提出し、任意に退会することができる。

3 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

①成年被後見人または被保佐人になったとき。

②死亡または解散したとき。

③会費の納入を怠ったとき。

④除名されたとき

(順守事項)

第 8 条 本会の会員は、この定款、諸規定及び総会の決定した事項を順守しなければならない。

(除 名)

第 9 条 本会は、本会の会員が本会の定款に違反し、または本会の名誉を著しく損なう行為のあったときは、総会の決議を経て、除名することができる。この場合には、その会員に総会で弁明する機会を与えなければならない。

(会 費)

第 10 条 本会の会員は、総会において別に定める本会の会費を負担しなければならない。

2 会費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要となる事項は総会において定める。

(会費の返還)

第 11 条 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。また会員が退会した場合は、未納の会費は徴収する。

(会員名簿)

第 12 条 本会に属する会員の氏名及び住所等連絡先を記載した会員名簿を会内に保管する。

2 本会員が退会・または登録の取り消しを受けるとみなされた時は、その者を会員名簿から除くものとする。

(会員への通知・連絡等)

第 13 条 会員に対する通知または書面の送達は、次の方法による。

①本会のホームページ

②会員名簿に記載された会員のメールアドレスまたは住所地または電話番号

(届出事項の変更)

第 14 条 会員は、本会に届け出た法人名及び氏名、連絡先等に変更が生じた場合には、速やかに本会に所定の方法により届け出ることとする。

項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

#### 第4章 補 則

(規定の改定)

第15条 本規則の改廃はSUSC セキド無人航空機安全運用協議会の決議によって行う。

以上

平成30年9月27日 改定

平成29年7月1日 策定・施行

## SUSC 正賛同会員 規程

### (目 的)

第1条 この規程は、SUSC セキド無人航空機安全運用協議会（以下「本会」）が正賛同会員（以下「会員」）に関し必要な条項について定めることを目的とする。

### (会 員)

第2条 会員は、本会の会規約第3条の目的および本会の趣旨に賛同し、別途定める会費を納入して入会した法人および団体とする。

### (入 会)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入して SUSC 事務局へ提出し、SUSC 代表による承認を得なければならない。

### (会員情報の掲示)

第4条 会員として申し込みのあった企業名・団体名については、特段の申入れがある場合を除き、SUSC 事務局が定める方法で SUSC サイトやパンフレット等に掲載される場合があることを了承するものとする。

### (退 会)

第5条 退会するときは、あらかじめ退会届を SUSC 事務局へ提出しなければならない。

### (会員の有効期間)

第6条 会員の有効期間は毎年5月1日（初年度は加盟日）から翌4月30日までとし、本会の会規約第5条に定める事業年度に基づくものとする。ただし、期間満了前の1か月前までに、当事者の一方又は双方の書面による特段の申し出がない場合には、自動的に1年延長するものとする。

### (会 費)

第7条 加盟時に加盟金として金10,000円を支払う。年会費は金10,000円とする。但し初年度の年会費は無償とする。

2 会費の納入は、本会指定の方法で納入するものとする。

### (会費の不返還)

第8条 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。また会員が退会した場合は、未納の会費は徴収する。

### (会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を享受することができる。

- ①ドローン安全運用宣言となる、SUSC 加盟証明書を発行
- ②ドローン運用に関するニュースレターの購読（不定期配信）
- ③SUSC 限定コミュニティへの参加資格。会員同士での情報交換が可能
- ④セキド主催の新商品発表会等イベントへの優先案内

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会の決議によって除名することができる。

- ①会員が本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的に違反する行為のあったとき。
- ②会員が会費の納入を怠ったとき。
- ③その他、本会が会員とすることを不適切であると判断したとき。

(免責事項)

第11条 本会は、会員が被ったいかなる損害に対しても賠償責任を負わないものとする。

(定め無き事項)

第12条 この規定に定めるもののほか必要な事項については、本会の承認を経て、代表が別に定める。

以上

平成30年9月27日 改定  
平成29年7月1日 策定・施行